

第三十回国会 衆議院 文教委員會議録 第十一号

(三三〇)

昭和三十四年三月十一日(水曜日)

午前十時五十八分開議

出席委員

委員長 臼井 莊一君

理事 稲葉 修君 理事 加藤 精三君

理事 木村 武雄君 理事 原田 憲君

理事 小牧 次生君 理事 櫻井 奎夫君

理事 西村 力弥君

木村 守江君 鈴木 正吾君

高橋 英吉君 中村 寅太郎君

堀 昌雄君 長谷川 保君

堀 昌雄君

出席國務大臣

文部大臣 橋本 龍伍君

出席政府委員

文部事務次官 高見 三郎君

文部事務官 齋藤 正君

大臣官房総務 齋藤 正君

参事官

文部事務官 内藤 三郎君

初等中等教育 局長

文部事務官 緒方 信一君

大学事務局 清水 康平君

文部事務官 (体育局長)

委員外の出席者

議長 加藤 精三君

議員 堀 昌雄君

専門 員 石井 勲君

三月五日

委員永山忠則君辞任につき、その補

欠として五十嵐吉藏君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員五十嵐吉藏君辞任につき、その

補欠として永山忠則君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員中村寅太郎君辞任につき、その補

欠として林唯義君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員林唯義君辞任につき、その補欠

として中村寅太郎君が議長の名で委

員に選任された。

同日

委員八木徹雄君辞任につき、その補

欠として志賀健次郎君が議長の名

で委員に選任された。

同日

委員志賀健次郎君辞任につき、その

補欠として八木徹雄君が議長の名

で委員に選任された。

三月十一日

理事永山忠則君同月五日委員辞任に

つき、その補欠として永山忠則君が

理事に当選した。

三月五日

公立義務教育諸学校の学級編制及び

教職員定数の標準に関する法律の一

部を改正する法律案(西村力弥君外

三名提出、衆法第三九号)

公立の高等学校の夜間課程の教職員

に対する夜間勤務手当の支給に関す

る法律案(湯山勇君外三名提出、参

法第五号(予))

同日

国立及び公立の義務教育諸学校の児

童及び生徒に対する教科用図書

の給

与に関する法律案(野口忠夫君外二

名提出、衆法第四〇号)

高等学校の定時制教育及び通信教育

振興法の一部を改正する法律案(坂

本昭君外六名提出、参法第七号)

(予)

同日

学校教育法等の一部を改正する法律

案(松永忠二君外二名提出、参法第

八号(予))

同日

教育委員会法案(堀昌雄君外二名提

出、衆法第四三号)

同日

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(臼井莊一君外八

名提出、衆法第四九号)

同日

教職員の研修費制度に関する請願

外一件(石山權作君紹介)(第二〇八

八号)

同日

同(鈴木一君紹介)(第二〇八九号)

養護教諭を各校必置に関する請願外

十件(加藤鐵造君紹介)(第二〇九〇

号)

同外一件(田中稔男君紹介)(第二〇

九一号)

同(小林錦君紹介)(第二一六〇号)

盲ろう教育振興に関する請願(小牧

次生君紹介)(第二〇九二号)

学校教育法第二十八号の一部改正に

関する請願(細田義安君紹介)(第二

一八七号)

は本委員会に付託された。

同日

市町村立学校職員給与負担法等の一

部を改正する法律案(辻原弘市君外

三名提出、衆法第三二号)

は撤回された。

同日

本日の会議に付した案件

理事の互選

学校教育法等の一部を改正する法律

案(内閣提出第二六号)

学校教育法等の一部を改正する法律

の施行に伴う関係法律の整理等に関

する法律案(内閣提出第二七号)

教育委員会法案(堀昌雄君外二名提

出、衆法第四三号)

市町村立学校職員給与負担法の一部

を改正する法律案(臼井莊一君外八

名提出、衆法第四九号)

文教の基本施策に関する件

○臼井委員長 これより会議を開きま

す。

まず臼井莊一君外八名提出の市町村

立学校職員給与負担法の一部を改正す

る法律案を議題とし、提出者より趣旨

説明を聴取いたします。加藤精三

君。

市町村立学校職員給与負担法の一

部を改正する法律案

市町村立学校職員給与負担法の

一部を改正する法律

市町村立学校職員給与負担法(昭

和二十三年法律第三十五号)の一

部を次のように改正する。

第一条中「特別区を含む。以下同

じ。」を「特別区を含む。」に改める。

第二条中「市町村立高等学校で、

を「市町村(政令で指定する市町村を

除く)立高等学校で、」の「のみを置

くもの」を「を置くもの」に改める。

附則

(施行期日)

1 この法律は、昭和三十五年四月

一日から施行する。

(経過規定)

2 改正後の市町村立学校職員給与

負担法第二条の政令による市町村

の指定の際、現に当該指定された

市町村(以下「指定市町村」とい

う)の設置する高等学校で夜間そ

の他特別の時間又は時期において

授業を行う課程(以下「定時制の

課程」という)を置くもの(以下

「定時制高等学校」という)の職

員である者のうち、地方教育行政

の組織及び運営に関する法律(昭

和三十一年法律第六十二号)第

三十七条第一項又は第五十八条第

一項の規定に基づき任命されている

校長(定時制の課程のほかは通常

の課程を置く高等学校の校長を除

く。以下この項において同じ)又

は定時制の課程の授業を担当する

教諭、助教諭若しくは講師(以下

「附則第二項に規定する定時制課

程の校長等」という)は、別に

辞令を發せられないときは、それ

を

を

を

を

を

それ、同法第三十四条の規定により、現にある職務の等級及び現に受ける給料の額をもつて、当該定時制高等学校の校長又は定時制課程の授業を担当する教諭、助教諭若しくは講師（以下「定時制課程の校長等」という。）となつたものとする。

3 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、当該指定前に休職を命ぜられ、若しくは懲戒処分を受けた者の休職若しくは懲戒又は当該附則第二項に規定する定時制課程の校長等に係る当該指定前の事実に係る懲戒処分に関するは、なお、従前の例による。この場合において、当該指定後に懲戒処分を行うこととなるときは、当該指定市町村の教育委員会が懲戒処分を行うものとする。

4 指定市町村の指定前に附則第二項に規定する定時制課程の校長等に対し行われた不利益処分に関する説明書の交付、審査の請求、審査及び審査の結果執るべき措置に關しては、なお、従前の例による。

5 指定市町村の指定後における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等（臨時又は非常勤の者を除く。以下この項において同じ。）の定数については、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十一条第三項の規定により当該指定市町村の条例で定められるまでの間は、当該

指定の際における当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等の数によるものとする。

6 指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等であつて、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた者は、政令の定めるところにより、その選択によつて、都道府県の退職手当を受け、又は受けないことができるものとし、指定市町村は、都道府県の退職手当を受けない者の当該指定市町村の退職手当について、その者の当該指定の日前の附則第二項に規定する定時制課程の校長等としての在職期間（当該在職期間に接する在職期間であつて当該都道府県の退職手当を受けるべきものを含む。）を当該指定の日以後の当該指定市町村の設置する定時制高等学校の定時制課程の校長等としての在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

7 指定市町村は、当該指定市町村の指定の際現に当該指定市町村の設置する定時制高等学校の附則第二項に規定する定時制課程の校長等である者が、引き続き当該定時制高等学校の定時制課程の校長等となつた場合においては、政令の定めるところにより、都道府県の退職年金及び退職一時金に関する条例（以下「退職年金条例」という。）の適用を受ける職員（以下「都道府県職員」という。）又は恩給法（大正十二年法律第四十八

号）第十九条に規定する公務員若しくは同法同条に規定する公務員とみなされる者としての当該指定の日前の在職期間を当該指定市町村の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

8 前項の規定の適用を受ける者がさらに引き続き当該指定市町村を包括する都道府県の都道府県職員となつた場合においては、当該都道府県は、政令の定めるところにより、その者の指定市町村の退職年金条例の適用を受ける職員（以下「指定市町村職員」という。）としての当該指定の日以後の引き続き在職期間を当該都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入する措置を講ずるものとする。

9 都道府県又は指定市町村は、それぞれ、政令の定めるところにより、都道府県職員又は指定市町村職員としての在職期間が前二項の規定により指定市町村又は都道府県の退職年金条例の規定による退職年金及び退職一時金の基礎となるべき在職期間に算入される場合における必要な調整措置を講ずるものとする。

10 附則第二項から前項までに定めるもののほか、指定市町村の指定に伴う都道府県の教育委員会から指定市町村の教育委員会への事務引継その他指定市町村の指定に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

11 附則第二項に規定する政令の改定により指定市町村が指定市町村でなくなつた場合において、定時制高等学校の定時制課程の校長等が地方教育行政の組織及び運営に関する法律第三十七条第一項に規定する興費負担教職員となつたことに伴い必要な経過措置は、附則第二項から附則第九項までの規定及び前項の政令の規定に準じて、政令で定める。

12 地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。
第十二条第二項の表の上欄の高等学校の生徒数に係る同表の中欄中「定時制の課程の市町村立の高等学校」を「市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第三十五号）第二条の政令で指定する市町村以外の市町村の設置する定時制の課程の高等学校」に改める。

理由
政令で指定する市町村の設置する定時制高等学校の職員の給料その他の給与は、当該市町村において負担することとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○加藤精三君 市町村立学校職員給与負担法の一部を改正する法律案の提案趣旨説明をいたします。
本件は、われらの文教常任委員会全員をもって提案者及び賛成者としていたしております法律案でございます。その趣旨は、大体において五大都市の定

時制高等学校教育の沿革的並びに現実的特殊事情を認めまして、それらに勤務する教員及び職員の給与の負担主体を府県より市町村に変えようとするものでございます。

本件につきましては、委員の中におきましても一人も異存のある人がございませんで、すみやかに御審議をいたしまして、可能な限りすみやかに成立を見ることがお願いしたいのでございます。

以上をもちまして提案者を代表いたしまして提案理由の説明を申し上げます。御了承をお願いいたします。（拍手）

○日井委員長 次に教育委員会法案を議題とし、提出者より趣旨説明を聴取いたします。堀島雄君。

教育委員会法案 教育委員会法

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 教育委員会の設置及び組織
- 第一節 教育委員会の設置、委員及び会議（第二条―第十六条）
- 第二節 教育長及び事務局（第十七条―第二十三条）
- 第三章 教育委員会の職務権限（第二十四条―第三十七条）
- 第四章 教育委員会の管理する教育機関の職員の身分取扱（第三十八条―第四十一条）

第五章 市町村委員会の不設置及び再設置（第四十二条・第四十三条）

例で、教育委員会を置かないことができる。

第六章 教育委員会の置かれていない市町村の教育事務に関する特例（第四十四条・第四十五条）

第三章 都道府県及び指定都市の教育委員会は、七人の委員をもって、指定都市以外の市及び町村の教育委員会は、五人の委員をもって組織する。

第七章 市町村の廃置分合の場合等に関する特例（第四十六条・第四十七条）

第八章 雑則（第四十八条）

附則

第一章 総則

（この法律の目的）

第一条 この法律は、教育基本法（昭和二十二年法律第二十五号）に基づき、公正な民意により地方の実情に則した教育行政を行うために、公選制による教育委員会の制度を設け、もって教育の目的を達成することを目的とする。

第二章 教育委員会の設置及び組織

第一節 教育委員会の設置、委員及び会議

（設置及び不設置）
第二条 都道府県、市（特別区を含む。以下同じ）町村に教育委員会を置く。ただし、市町村が第二十四条に規定する事務（以下「教育事務」という。）の全部を共同処理する組合を設ける場合においては、当該組合を組織する市町村には、教育委員会を置かない。

2 市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下単に「指定都市」という。）を除く。）町村は、前項の規定にかかわらず、条

（組織）

第三条 都道府県及び指定都市の教育委員会は、七人の委員をもって、指定都市以外の市及び町村の教育委員会は、五人の委員をもって組織する。

2 委員は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）の定めるところにより選挙する。

（任期）

第四条 委員の任期は、四年とする。

2 委員の任期の起算及び補欠委員の在任期間については、公職選挙法の定めるところによる。

（兼職の禁止）

第五条 委員は、国会議員、地方公共団体の議会の議員及び長、常勤の国家公務員及び地方公務員並びにその就任について国会又は地方公共団体の議会の選挙、議決又は同意を必要とする国家公務員及び地方公務員と兼ねることができない。

2 都道府県の教育委員会（以下「都道府県委員会」という。）の委員と市町村の教育委員会（以下「市町村委員会」という。）の委員とは、兼ねることができない。

（委員の解職請求）

第六条 委員の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の三分の一以上の連署をもつて、その代表者から、当該地方公共団体の選挙管理委員会に対し、委員の解職を請求することができる。

2 前項の請求は、委員の就職の日

から一年間又は当該請求に係る委員についての第四項の規定による解職の投票の日から一年間は、することができない。ただし、公職選挙法第百条第四項の規定により当選人と定められて委員となつた者に対する前項の請求は、その就職の日から一年以内でも、することができ。

3 選挙管理委員会は、第一項の請求があつたときは、直ちに請求の要旨を関係区域内に公表しなければならない。

4 選挙管理委員会は、第一項の請求があつたときは、これを委員の選挙権を有する者の投票に付さなければならぬ。

5 第一項の委員の選挙権を有する者及びその総数の三分の一の数については、地方自治法第七十条第四項第四の規定を、第一項の規定による請求者の署名については、同法第七十四条の二から第七十四条の四までの規定を準用する。

6 選挙管理委員会は、第四項の規定による解職の投票の結果が判明したときは、直ちにこれを第一項の代表者並びに当該教育委員会の関係委員及び委員長に通知し、かつ、これを公表するとともに、都道府県に於ては都道府県知事、自治庁長官及び文部大臣に、市町村に於ては市町村長、都道府県知事及び都道府県委員会に報告しなければならない。その投票の結果が確定したときも、同様とする。

7 委員は、第四項の規定による解

職の投票において過半数の同意があつたときは、その職を失う。

8 第四項の規定による解職の投票に關しては、政令で別段の定をするものを除き、委員の選挙に関する公職選挙法の規定を準用する。

9 第四項の規定による解職の投票は、政令の定めるところにより、地方公共団体の選挙と同時に進行することができる。

（委員の辞職及び資格の決定）

第七条 委員の辞職及び資格の決定については、地方自治法第百二十六条から第百二十八条まで（第百二十六条ただし書を除く。）の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「普通地方公共団体の議会」とあり、又は「議会」とあるのは「教育委員会」と、「議員」とあるのは「委員」と、「都道府県の議会」とあるのは「都道府県教育委員会」と、「第百十七條」とあるのは「教育委員会法第十四条」と読み替へるものとする。

（服務）

第八条 委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 委員又は委員であつた者は、法令による証人、鑑定人等となり、職務上の秘密に属する事項を發表する場合においては、教育委員会の許可を受けなければならない。

3 前項の許可は、法律に別段の定めがある場合を除き、拒むことができない。

4 委員は、非常勤とする。

（委員長）

第九条 教育委員会に委員長を置き、委員が互選する。

2 委員長の任期は、一年とする。

3 委員長は、再任されることができ。

4 委員長は、教育委員会の会議を主宰する。

5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する委員がその職務を行う。

（会議の招集）

第十条 教育委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、二人以上の委員から書面で会議に付議すべき事項を示して会議を招集すべき旨の要求があつたときは、会議を招集しなければならない。

3 教育委員会の会議の招集は、場所、日時及び会議に付議すべき事項を告示することによつて行う。

4 前項の告示は、都道府県委員会に於ては会議の日の七日前までに、市町村委員会に於ては会議の日の三日前までにしなければならない。ただし、急を要する場合においては、この限りでない。

（会議の定足数）

第十一条 教育委員会は、委員長（委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときにおいては、第九条第五項の規定により指定された委員）が出席し、かつ、在任の委員（委員長を含むものとする。以下この節において同じ。）の半数以上が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

い。ただし、第十四条本文の規定による除外のため半数に達しないとき、又は同一の事項につき再度招集してもなお半数に達しないときは、この限りでない。

(会議の公開)

第十二条 教育委員会の会議は、公開で行う。ただし、委員の発議により、出席した委員(第十四条ただし書の規定により出席した委員を除く。以下この節において同じ。)の三分の二以上の多数で議決したときは、秘密会とすることができる。

(議決事項及び議決方法)

第十三条 教育委員会の会議においては、第十条第三項の規定により告示のあつた事項についてのみ議決することができる。ただし、急を要する事項については、この限りでない。

2 教育委員会の会議の議事は、この法律に別段の定めのある場合を除き、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(議事参与の制限)
第十四条 委員は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に關する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事項については、その議事に参与することができない。ただし、教育委員会の同意があるときは、会議に出席し、発言することができる。

(会議録)
第十五条 教育委員会の会議の次第については、会議録を作成しな

ればならない。

(議事運営等)

第十六条 この法律に定めるもののほか、教育委員会の会議の傍聴、会議録その他教育委員会の会議に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

第二節 教育長及び事務局

(教育長)

第十七条 教育委員会に、教育長を置く。

2 教育長は、教育職員免許法(昭和二十四年法律第四十七号)の規定による教諭の一般普通免許状を有し、かつ、文部省令の定めるところにより、十年以上校長、教員その他の教育に關する職にあつた者の中から、教育委員会が任命する。

3 教育長の任期は、四年とする。

4 教育長は、再任されることができ

(教育長の職務)

第十八条 教育長は、教育委員会の指揮監督の下に、教育委員会の権限に屬するすべての事務をつかさどる。

2 教育長は、教育委員会のすべての会議に出席し、議事について助言する。

3 教育長は、自己、配偶者若しくは三親等内の親族の一身上に關する事項又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害關係のある事項についての議事が行われる場合においては、前項の規定にかかわらず、教育委員会の会議に出席することができない。

(事務局)

第十九条 教育委員会の権限に屬する事務を処理させるため、教育委員会に、事務局を置く。

2 教育委員会の事務局の内部組織は、教育委員会規則で定める。

(指導主事その他の職員)

第二十条 都道府県委員会及び指定都市の教育委員会の事務局に、指導主事、事務職員、技術職員その他の職員を置く。

2 指定都市以外の市及び町村の教育委員会の事務局に、前項の規定に準じて必要な職員を置く。

3 指導主事は、当該教育委員会の管理する学校(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校をいう。)における教科内容(保育内容を含む。以下同じ。)及びその取扱その他学校教育に關する専門的事項の指導を行う。ただし、命令又は監督をしてはならない。

4 都道府県委員会の指導主事は、当該都道府県の包括する市(指定都市を除く。)町村の教育委員会が管理する学校に關しても、前項の職務を行う。

5 指導主事は、教育に關し意見を有し、かつ、教育委員会の管理する学校における教科内容及びその取扱その他学校教育に關する専門的事項について教養と経験がある者でなければならない。

6 指導主事は、当該教育委員会が任命した教員(教育公務員特例法(昭和二十四年法律第一号)第二条第二項に規定する教員をいう。)をもつて充てることができ

主事に充てられた教員は、その充てられた期間中、教員の職務に従事しない。

7 事務職員は、事務に従事する。

8 技術職員は、技術に従事する。

9 教育委員会が第一項及び第二項の職員に係る任命権を行うには、教育長の推薦によるものとする。

10 前各項に定めるもののほか、教育委員会の事務局に置かれる職員に關し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教育長の事務局の総括等)
第二十一条 教育長は、第十八条第一項の職務を行うほか、事務局の事務を総括し、所屬の職員を指揮監督する。

2 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめ教育委員会の指定する事務局の職員がその職務を行う。

(事務局職員の定数)
第二十二条 第二十条第一項及び第二項に規定する事務局の職員(臨時又は非常勤の職員を除く。)の定数は、当該地方公共団体の条例で定める。

(教育長及び事務局職員の身分取扱)
第二十三条 教育長並びに第二十条第一項及び第二項に規定する事務局の職員の任免、給与、懲戒、職務その他の身分取扱に關する事項は、この法律及び教育公務員特例法に別段の定めがあるものを除き、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の定めるところによる。

第三章 教育委員会の職務権限

(教育委員会の職務権限)

第二十四条 教育委員会は、当該地方公共団体が処理する教育、学術及び文化(以下単に「教育」という)に關する事務(大学、私立大学を設置する学校法人及び宗教法人に係るものを除く。)並びに法律又はこれに基く政令によりその権限に屬する事務で、次の各号に掲げるものを管理し、及び執行する。ただし、市町村委員会にあつては、第二十五条の規定により都道府県委員会が管理し、及び執行する事務(同条第四号に掲げる事務を除く。)については、この限りでない。

一 学校その他の教育機関の設置、管理及び廃止に關すること。

二 学校その他の教育機関の用に供する財産の取得、管理及び処分に關すること。

三 教育委員会及び学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に關すること。

四 学齢児童及び学齢生徒の就学並びに児童、生徒及び幼児の入學、転學及び退學に關すること。

五 学校の組織編制並びに教科内容及びその取扱に關すること。

六 教科用圖書の取扱に關すること。

七 校舎その他の施設及び教具その他の設備の整備に關すること。

八 校長、園長、教員(教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭及

び講師をいう。以下同じ。その他の教育関係職員の研修に関する事。

九 校長、園長、教員その他の教育関係職員並びに児童、生徒及び幼児の保健、安全、厚生及び福利に関する事。

十 学校その他の教育機関の環境衛生に関する事。

十一 学校給食に関する事。

十二 青少年教育、婦人教育及び公民館の事業その他社会教育に関する事。

十三 文化財の保護に関する事。

十四 ユネスコ活動に関する事。

十五 教育に関する調査及び指定統計その他の統計に関する事。

十六 所掌事務に係る広報に関する事。

十七 前各号に掲げるもののほか、当該地方公共団体の区域内における教育に関する事務に関する事。

(都道府県委員会の職務権限)

第二十五条 前条に規定する事務のうち、次の各号に掲げる事務は、都道府県委員会が管理し、及び執行する。

一 教員の免許に関する事。

二 市町村立学校職員給与負担法(昭和二十三年法律第三十五号)第一条及び第二条に規定する職員(指定都市の設置する学校の職員を除く。以下「給与負担職員」という。)の任免その他の人事に関する事。

三 給与負担職員の研修に関する事。

四 給与負担職員の保健、安全、厚生及び福利に関する事。

五 私立学校に関する事。

六 当該都道府県の区域内にある学校の学校給食のための物資のあつせんに関する事。

七 教育に関する法人に関する事。

(教育委員会規則の制定等)

第二十六条 教育委員会は、法令又は条例に違反しない限度において、その権限に属する事務に關し、教育委員会規則を制定することができる。

2 教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するものの公布に關し、必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(事務の委任等)

第二十七条 教育委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、その権限に属する事務の一部を当該教育委員会の管理する学校その他の教育機関の長に委任し、又は当該長をして臨時に代理させることができる。

3 都道府県委員会は、教育委員会規則の定めるところにより、その権限に属する事務の一部を市町村委員会に委任し、又は市町村委員会の任命に係る職員をして補助執行させることができる。

4 都道府県委員会の教育長は、その権限に属する事務の一部を市町村

村委員会の教育長に委任することができる。

(建築の実施)

第二十八条 教育委員会は、原則として、その管理する学校その他の教育機関の用に供する建物の建築の実施を地方公共団体の長に委任するものとする。この場合において、地方公共団体の長は、当該委任を受けた建築の実施に關し、教育委員会が意見を申し出たときは、これに従わなければならない。

(教育事務に係る予算等)

第二十九条 教育委員会は、毎会計年度、その権限に属する事務に係る歳入歳出の見積に関する書類を作成し、これを当該地方公共団体における予算の統合調整に供するため、当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、毎会計年度、歳入歳出予算を調製するにあつて、教育委員会の送付に係る歳入歳出見積をしようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

3 地方公共団体の長は、教育委員会の歳入歳出見積を減額した場合においては、当該教育委員会の送付に係る歳入歳出見積について、その詳細を歳入歳出予算に附記するとともに、当該地方公共団体の議会が当該教育委員会に係る歳出額を修正する場合における必要な財源についても明記しなければならない。

4 教育委員会の権限に属する事務に係る既定予算の追加若しくは更正又は暫定予算の調整について

は、前三項の規定を準用する。

(地方公共団体の議会の議決を経るべき事件の取扱)

第三十条 教育委員会は、法令により地方公共団体の議会の議決を経るべき事件のうち、教育委員会の権限に属する事務に関するものの議案の原案を、当該地方公共団体の長に送付する。

2 地方公共団体の長は、前項に規定する議案については、教育委員会からの原案の送付をまつて、当該地方公共団体の議会に提出することを常例とする。

3 地方公共団体の長は、教育委員会から第一項の原案の送付を受けたときは、すみやかに議案を作成し、これを当該地方公共団体の議会に提出しなければならない。

4 地方公共団体の長は、前項の場合において、当該送付に係る原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会に提出しようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

5 地方公共団体の長は、教育委員会から送付された原案と内容の異なる議案を当該地方公共団体の議会に提出する場合においては、当該議案に教育委員会の送付に係る原案及び前項の意見を附記しなければならない。

(基準の設定)

第三十一条 都道府県委員会は、法令に違反しない限度において、市町村委員会の管理する学校その他の教育機関の組織編制、教科内容及びその取扱について、教育委員

会規則で、教育の水準の維持向上のため必要な基準を設けることができる。

(通学区区域の設定)

第三十二条 都道府県委員会は、高等学校の教育の普及及びその教育の機会均等を図るため、教育委員会規則で、当該都道府県内の区域に応じて就学希望者が就学すべき都道府県委員会又は市町村委員会の管理する高等学校を指定した通学区区域を定める。ただし、一の通学区区域内にある都道府県委員会又は市町村委員会の管理する高等学校に就学希望者が集中する等特別の事情がある場合においては、通学区区域について必要な調整を行うことができる。

2 前項の場合において、市町村委員会の管理する高等学校に係る部分については、都道府県委員会は、あらかじめ、当該市町村委員会の意見をきかなければならない。

(都道府県委員会の指導、助言及び援助)

第三十三条 都道府県委員会は、地方自治法第二百四十五条の三第四項の規定によるほか、市町村に対し、当該市町村の教育事務の適正な処理を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。

(資料等の提出要求)

第三十四条 文部大臣は教育委員会に対し、都道府県委員会は市町村委員会に対し、それぞれ、都道府県又は市町村の区域内における教育に関する事務に關し、必要な統

計その他の資料又は報告の提出を求めることができる。

(教育委員会が管理し、及び執行する国の事務の指揮監督)

第三十五条 地方自治法第五十条の規定は、教育委員会が管理し、及び執行する事務のうち、国の機関として管理し、及び執行するものについて準用する。この場合において、同法同条中「普通地公共団体の長」とあるのは「教育委員会」と、「都道府県知事」とあるのは「都道府県の教育委員会」と読み替えるものとする。

(教育委員会及び教育長の代理執行)

第三十六条 教育委員会の委員がすべて欠けた場合においては、当該教育委員会の次の最初の会議まで、教育委員会の行う事務は、教育長が行う。

2 教育長は、前項に規定する当該教育委員会の次の最初の会議に、同項の規定により処理した事項を報告しなければならない。

第三十七条 都道府県教育委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長が第二十一条第二項の規定により指定された事務局の職員を含む以下第二項において同じも欠けた場合においては、文部大臣は、当該都道府県教育委員会の教育長代理を任命する。

2 市町村教育委員会の委員がすべて欠け、かつ、その教育長も欠けた場合においては、都道府県教育委員会は、当該市町村教育委員会の教育長代理を任命する。

3 前二項の教育長代理は、当該教育委員会の次の最初の会議まで在任する。

第四章 教育委員会の管理する教育機関の職員の身分取扱

(職員の身分取扱)

第三十八条 教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員の任免、給与、懲戒、服務その他の身分取扱に関する事項は、この法律及び他の法律に別段の定めがある場合を除き、地方公務員法の定めるところによる。

(職員の任命)

第三十九条 教育委員会が当該教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員(給与負担職員を除く)に係る任命権を行うには、教育長の推薦によるものとする。

2 給与負担職員の任命権は、都道府県教育委員会に属する。この場合において、都道府県教育委員会が当該任命権を行うには、当該都道府県教育委員会の教育長の推薦によるものとする。

3 前項前段の規定による都道府県教育委員会の権限の一部の委任については、地方公務員法第六十二条第二項の規定にかかわらず、第二十七条の規定によるものとする。

4 教育委員会の管理する学校その他の教育機関の長は、その所属の職員の任免その他の進退に関する意見を任命権者に対して申し出るることができる。この場合において、大学附置の学校の校長(園長を含む)にあつては、学長を経由するものとする。

5 給与負担職員(指定都市の設置する学校の市町村立学校職員給与

負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む。以下この項において同じ。)で地方公務員法第二十三条第一項の規定により正式任用になつていない者が、引き続き同一都道府県内において給与負担職員として採用された場合には、その採用については、同法同条同項の規定は、適用しない。

(職員の研修)

第四十条 市町村教育委員会は、前条第一項の職員の研修を、地方公務員法第三十九条第二項の規定にかかわらず、都道府県教育委員会に委託することができる。

2 市町村は、給与負担職員の研修について、都道府県教育委員会に協力しなければならない。

(地方公務員法の適用の特例)

第四十一条 給与負担職員(指定都市の設置する学校の市町村立学校職員給与負担法第一条及び第二条に規定する職員を含む)及びその他の教育委員会の管理する学校その他の教育機関の職員に關して地方公務員法第二十六条の規定を適用する場合においては、同法同条中「地方公共団体の議会及び長」とあるのは「地方公共団体の議会、長及び教育委員会」と読み替え、給与負担職員に關して同法の規定を適用する場合においては、同法中次の表の上欄に掲げる規定の中欄に掲げる字句は、それぞれ、同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第十六条各号列記以外の部分	職員	職員(第三号の場合にあつては、都道府県教育委員会又はその権限の委任を受けたものの任命に係る職員及び懲戒免職の処分を受けた当該時属していた地方公共団体の職員)
第十六条第三号	当該地方公共団体に	都道府県教育委員会又はその権限の委任を受けたものに
第三十四条第二項	任命権者(退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者)	市町村教育委員会
第三十七条	地方公共団体	都道府県及び市町村

2 前項に定めるもののほか、給与負担職員に關して地方公務員法の規定を適用する場合における技術的説替は、政令で定める。

第五章 市町村教育委員会の不設置及び再設置

(不設置)

第四十二条 市町村が第二条第二項の規定により教育委員会を置かないことについては、同条を制定しようとするときは、当該市町村の議会において出席議員の三分の二以上の者の同意がなければならぬ。

2 市町村教育委員会の置かれていない市町村を除く。以下第三項において同じ。の議会は、前項の規定による議決をしようとするときは、あらかじめ、当該教育委員会の意見を求めなければならない。

3 第一項の条例が制定された場合において、当該市町村の教育委員会の委員であつた者は、当該教育委員会が置かれなくなつた日から二十日以内に、当該教育委員会が管理し、及び執行していた教育事務のうち、第四十四条第二項各号に掲げるものを都道府県教育委員会に、その他のものを当該市町村の長に引き継がなければならない。

4 前項の規定による事務引継の場合においては、当該教育委員会の委員であつた者は、書類、帳簿及び財産目録を調製し、処分未了若しくは未着手の事項又は将来企画すべき事項については、その処理の順序及び方法並びにこれに対する意見を記載しなければならない。

5 前二項に規定するもののほか、第三項の事務引継に關しては、地方自治法第五十九条の規定を準用する。

(再設置)

第四十三條 教育委員会の置かれて

いない市町村において、前条第一項の条例が廃止された後教育委員会の最初の委員の選挙が行われたときは、当該市町村の長は、二十日以内に、第十条第三項及び第四項本文の規定に準じて、教育委員会の会費を招集し、最初の会議を開かなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による最初の会議が開かれた日に成立するものとする。

3 都道府県委員会及び市町村長は、市町村委員会の成立の日から二十日以内に、それぞれ、第四十四条の規定により管理し、及び執行していた事務を当該市町村委員会に引き継がなければならない。

4 前条第四項及び第五項の規定は、前項の事務引継について準用する。

第六章 教育委員会の置かれて

いない市町村の教育事務に関する特例

(職務権限の分配)
第四十四条 教育委員会の置かれていない市町村においては、市町村委員会の権限に属する教育事務は、市町村長が管理し、及び執行する。

2 教育委員会の置かれていない市町村に関しては、市町村長は、前項の規定にかかわらず、その権限に属する教育事務のうち、次の各号に掲げるものを、当該市町村を包括する都道府県の教育委員会に委任する。
一 第二十四条第三号及び第八号に掲げる事務のうち、給与負担

職員以外の学校の校長、園長、教員、事務職員及び技術職員の任免、給与の決定、休職、懲戒及び研修に関する事。

2 第二十四条第五号及び第六号に掲げる事務

3 都道府県委員会は、前項に掲げる事務を管理し、及び執行する場合において、職員の給与その他当該市町村の予算に係る事項については、あらかじめ、当該市町村の長の意見をきかなければならない。

第四十五條 教育委員会の置かれていない市町村においては、第八條第二項中「教育委員会」とあり、第二十七條第二項中「教育長」とあり、若しくは「教育委員会」とあり、同条第三項中「市町村委員会」とあり、同条第四項中「市町村委員会」とあり、第三十二條中「市町村委員会」とあり、第三十四條中「教育委員会」とあり、若しくは「市町村委員会」とあり、第四十條第一項中「市町村委員会」とあり、又は第四十一條第一項の表の下欄中「市町村の教育委員会」とあるのは「市町村長」と、第三十八條及び第三十九條第四項中「教育委員会の管理」とあるのは「第四十四條第一項の規定により市町村長の管理する」と読み替えて、これらの規定を適用する。

2 教育委員会の置かれていない市町村の前条第二項第一号に掲げる職員に係る任命権の行使については、第三十九條第二項後段及び第三項の規定を準用する。

3 前項の規定する職員に関して地方公務員法を適用する場合においては、同法第十六條第三号中「当該地方公共団体において」とあるのは「都道府県の教育委員会又はその権限の委任を受けたものにより」と、同法第三十四條第二項中「任命権者（退職者については、その退職した職又はこれに相当する職に係る任命権者）」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。

4 第二項に規定する職員に関しては、第四十條第二項及び第四十一條第二項の規定を準用する。

5 市町村長が国の機関として処理する行政事務であつて、教育事務に係るものに関しては、地方自治法第五十條中「都道府県知事」とあるのは「都道府県の教育委員会」と読み替えて、同法同條の規定を適用する。

第七章 市町村の廃置分合の場合等に関する特例
(市町村の廃置分合の場合に関する特例)
第四十六條 市町村の廃置分合その他これに準する場合における当該市町村の教育事務の暫定的管理執行機関及び当該市町村についての教育委員会の設置又は不設置その他の必要な事項については、政令で別段の定をすることができ、

(市町村の組合に関する特例)
第四十七條 市町村が教育事務の全部又は一部を共同処理する組合を設けようとする場合において、当該市町村に教育委員会が置かれていないときは、当該市町村の議会は、地方自治法第二百九十條の議

決をする前に、当該教育委員会の意見をきかなければならない。

2 都道府県知事は、教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置について、地方自治法第二百八十四條第一項の許可の処分をする前に、当該都道府県の教育委員会の意見をきかなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、教育事務の全部又は一部を共同処理する市町村の組合の設置又は解散があつた場合その他これらに準ずる場合における当該組合又は当該関係市町村の教育事務の暫定的管理執行機関及び当該組合又は当該関係市町村についての教育委員会の設置又は不設置その他の必要な事項については、政令で別段の定をすることができ、

第八章 雑則
(政令への委任)
第四十八條 この法律に定めるもののほか、その法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

附則
この法律は、昭和三十五年十月一日から施行する。

理由
教育基本法に基き公正な民意により地方の実情に即した教育行政を行うためには、公選制による教育委員会の制度を確立する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○堀田雄三 たいま議題となりまし

た教育委員会法案の提案理由を御説明申し上げます。日本国憲法及び教育基本法には、学問の自由及び教育は不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負つて行われるべきであることが明示されておりますが、このことこそ民主教育の基本的な精神とならなければならないものであります。しかしながら、昭和三十一年六月三十日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行され、これにより戦後つちかわれました民主教育は根底よりくつがえされ、ここにわが国の教育行政は一路中央集権化の道を突き進むことになりました。

まずその一例をあげますと、文部大臣と都道府県教育委員会、都道府県教育委員会と市町村教育委員会の関係は、一方的な上から下への関係となり、上部の命令は直ちに下部を拘束することになり、教育界に未曾有の紛争を惹起して参りましたことは国民周知の事実であります。また、教育委員会の委員の公選制が廃止され、任命制になりましたことは、国民が教育に参与する権利を剝奪される結果となり、ときに専断的な地方自治体の首長の恣意的な任命による教育委員会の構成が、教育に対する不当な支配となつて現われるおそれがあるものであります。

さらに、都道府県教育長の任命は文部大臣の承認を得ることとなり、市町村教育長は、都道府県教育委員会の承認を得て任命することになっております。このため、文部大臣の命令権が実質的には末端教育長まで及ぶこととなりました。

さらに、教育財政について申し上げます

ならば、教育予算の原案送付権がなくなりまし。これは教育委員会の自主性を奪うのみならず、教育財政の確立とは、およそかけ離れた措置といわなければなりません。

これらのことは、多くの国民に多大の犠牲を強要したあの悲惨な戦争の貴重な反省の上に積み上げられた民主教育の精神を抹殺し、封建的思想への逆行として教育を暗やみに導く危険となつて現われて参りました。

ここに日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとりまして、教育行政を本来の国民の手によるものに戻すべく、新しく教育委員会法案を提案いたしました次第でございます。

第一に、教育委員会の設置について申し上げます。都道府県教育委員会、市町村教育委員会については、義務設置といたしました。市町村教育委員会は義務設置といたしました理由、昭和二十八年二月十八日町村合併促進法の制定の趣旨により、急速に町村合併が行われ、小規模な町村はほとんど姿を消し、一町村の学校数、教員数、児童数等も相当増加し、その運営の適正を期するためには、市町村の教育行政の確立を必要とする段階に至っているからであります。

次に、教育委員会については公選制といたしました。その理由といたしましては、教育を誤まれる権力支配より守り、学問の自由と教育の自主性を確保する立場より、国民は市町村全体、県下全体、国全体の教育に常に参加し、国民のための国民教育を実現させるために、さらには、国民全体が教育に参与する権利を確立するためであります。

教育委員会の職務権限について申し上げます。都道府県教育委員会と市町村教育委員会の職務権限を明確に分離し、都道府県教育委員会の権限といたしましては、教員の免許状について、県費負担教職員の任免その他の人事について、また教職員の研修、保健、安全、厚生、福利、学校給食のたの物資のあつせん等とし、私立学校についても、従来は都道府県知事が所管していたものを、同じ教育の立場より、都道府県教育委員会の所管に属するものとしたしました。

市町村教育委員会の職務権限につきましては、主として学校の施設、設備の管理等に重点を置き、教育の向上をはかることを目的とした次第でございます。

真に子供たちの幸福と心身ともにすこやかな成長を願ひ、教育を国民の手におさめるために一時早くこの法律案が実現いたしますよう、慎重御審議の上、すみやかに御決定下さいませう。お願い申し上げます。(拍手)

○日井委員長 両案に対する質疑は追って行うことといたします。

○日井委員長 次に学校教育法等の一部を改正する法律案、及び学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律案を議題とし審査を進めます。

質疑の通告があります。これを許します。堀田雄君。

○堀田委員 この専科大学を中心とする法律案は、前会前会私は反対の討論をいたしておるわけでありまして、大臣がおわかりになりましたが、一昨日かの新聞を見ましたところが、何か参議員

院自由党の皆さんはこの法案について修正の御意思があるようであつて、それに対して文部大臣は何か了承をされたというふうなことが新聞によつて伝えられておるわけですが、私が拝見をした内容というものは、短期大学はこのたの法律によりまして、今年限りで打ち切りになるわけでございますが、それをもう一つと認めるのだということがその趣旨になつておるようになつておるわけでありませう。

そこで大臣にお伺いをいたしたいのは、そういうふうな事実があるのかないのか、そしてもし参議院でそういうことが行われるというふうな場合に、それを了承する意思があるのかないのか、その二点について伺いたい。

○橋本國務大臣 ただいま御質問のございました点につきましては、内容が少し誤まり伝えられて私非常に遺憾だと思ひます。

そこで私ごくさっぱり申し上げたいのでありますが、本問題につきましては、灘尾前文部大臣からも、ぜひこの趣旨によつて原案を成立せしめたいという強い意向の引き継ぎを特に私受けたのであります。私自身も、文部省内におきましていろいろな審議を練つたものでございまして、私実は原案をぜひ成立せしめたいと考えております。ただこれにつきましては、先般衆議院の側からいろいろな御意見が

ございまして、私の方にもいろいろお話がございまして、その内容はやはり短期大学をめぐつて修正をしたいという御意見があるわけでありまして、私のところへお申し出のございする筋も実はいろいろに違つておるわけでありまして、私といたしましては、率直に申し

まして原案で成立をさせたいけれども、かといつて国会を通る最終の段階におきまして、もう一字一句変えるくらいなら流してしまふというほど固い考えを持っておりません。ただ何とかしてこの法案の趣旨になつておることを認めていただく法案の骨子というものはぜひ一つ通していただきたといふ考へておりますが、そのためにもしこのままではどうしても通しにくいということがあれば、若干の修正がある場合もやむを得ないと思つております。しかしそれにはいろいろな御意見の帰趨がどうもなかなかわかりませんので、願ひは、衆議院の方はいよいよ近い国会におきまして一度原案で通つたことでもございまして、せめて原案で通していただきたい。それから参議院においても原案で通していただきたといふので

すが、しかし万が一どうしても通さずかしという場合におきましては、参議院の政調会におきまして、参議院だけというところでなしに、衆参両院を通じて、与野党を通じて意見をまとめたいただきたい。その上で原案の趣旨からあまりかけ離れてどうにもならぬといふことでないならば、私は原案でなければどうしてもいかぬとまで固執をしない。こういう趣旨のことを申し上げます。

○堀田委員 今原案の趣旨ということがお話に何回も出たわけですが、そこでこの法律案の提案理由がここにちゃんとございまして、「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は実生活に必要な能力を育成することを目的として新たに専科大学の制度を設け、短期大学の

認可は昭和三十四年四月一日以降は行わないこととする」とも、技能教育施設における学習を高等学校の定時制又は「云々」というふうになつておるわけですが、これが提案の趣旨だと私は理解するわけでありませう。そうするとさつきおつした一字一句ということについては、提案の趣旨と別個の部分があり得ると私も考えますけれども、この提案の趣旨の範囲はさきから、これは趣旨でありませうから、「深く専門の学芸を教授研究し」から「短期大学の認可は昭和三十四年四月一日以降は行わないこととする」とあの問題は別個についておるのでありますから、こゝまでは提案の趣旨でありませうから、その趣旨は絶対に動かさない。しかし字句についての修正については応じてもいい、こういう今のお話だと私は了解するのであります。さようではよろしうございませうか。

○橋本國務大臣 実は私繰返して申し上げますけれども、この法案の趣旨の中に述べておるところは、全部趣旨ではございまして、専科大学を創設するといふことにあるわけでありませう。もちろん専科大学を創設いたしまして同時に、短期大学の認可は今後はしないようにいたしたい。かように原案は考へておるわけでありませうが、専科大学を創設するといふ問題と四月以降は認可を絶対にしないといふ点にはおのずから軽重の差はあると思つておるわけでありませう。そういう問題につきましては、もちろん私も思つて主張しておるわけでありませうが、国会両院のございするゆゑんは、国会の意見は十分政府も尊重する

ということでありまして、承わりました。ただし私は率直に申しますと、国民健康保険法の改正のときに非常に困ったのであります。中間の段階で一段階ずつ、とにかくきょうこれだけ直せ、それでないとあすからの審議をやらないというふうにごねられますと、参議院を最後に上るまでの間に何べんも段階があつて何のことかわからなくなつてしまふ。それは私は非常に困りますので、どうか一つ国会両院の御意見によりまして、これは万やむを得ないといつて私も承して変節をいたしませうと、一べんだけでかかんべんをお願いしたいというのが私の率直な感じであります。どうかその辺でよろしくお願いいたします。

〔了解と呼ぶ者あり〕

○堀委員 お気持を加藤さんの件奏つきで伺いますと、大体意味はわかりません。しかし私も率直に申し上げたいことは、法案が趣旨を含めて変更をされるということになりますと、その部分の条項を引き抜いたり、一項だけ直したのでは、法案の体系としてロジックが合わなくなつていくということが、過去のいろいろの法律を調べてみるとたくさん出ておるわけでありまして。そこでこの法律案は少くとも短期大学がなくなつて、これを専科大学に吸収するという考え方で書かれておる法律案です。だから、私はここで何も言質をとつてどうこう言ふんじゃないんですけれども、問題は、こういうことの中で部分的な修正がもし参議院で行われたと仮定した場合に、私は、あとに非常に大きな問題が残つてくる、こういうふうに考えておるわけです。というのは、まず今のいろいろなことを考え

まして、これは私も主張しておりますけれども、短期大学は存置したいだらうというふうなことが結果として起きたと仮定をいたします。短期大学は短期大学として認めるということになりまして場合には、短期大学といふものはどういふものであるか、それから専科大学はどういふものかというところで、もう一回一へ戻つてから問題を提起していかないと、これはきわめておかしいものになるわけです。この法律案自体が、ただ短期大学を昭和三十四年四月一日以降は認可しないというその部分だけを削り取つたらそれでいいんだというふうな法律ではないわけですから。だから私は、もし文部大臣がそこまで腹をくくつておられるなら、これを一回引つ込めて、そういう全体の状況の中で、将来修正を予想されておる点に対して全体から見て支障のないような法律の仕組みに書きかえるのでなければ、私はきわめて複雑な問題が生じてくるであらうと思う。これは私が社会党という意味じゃなくて、どなたがお考えになつても、道理の上から正しいと思う。法律といふものは、少くともそういう形の上で御都合的な修正によつて部分的に変更したために全体が非常にいいまいなものになる場合が多いことは事実であります。その点で私は非常に心配してあるわけでありまして。

そこで将来のことになつて御質問するようでは悪いけれども、ここだけ少し確かめておかないと、ただいまの大臣の御答弁を伺つておいて、そういう可能性が必ずしもなきにしもあらずというふうには私は感じておりますので、ちよつと具体的に伺つておきたいので

すけれども、もし短期大学と専科大学と二本立になるようなことが起きた場合に、専科大学の趣旨というものが果してこれでいいのかどうか、今ここに書かれておるものでいいのかどうか、それから短期大学と専科大学の範囲、どういふものが専科大学で、どういふものが短期大学かということとを新たに書いてもらわないと、この法律だけではわからない、こういうような事実があるわけですから。これについては少し技術的な問題になりますから、前段は大に、後段の方は局長でもけっこうです。

○橋本國務大臣 私はこの間参議院に参りまして、実は社会教育法の問題とこの問題の語があまりに似て、私が話したものに何か具体的な内容めいたものをつけて宣伝をされて、非常に迷惑に感じておるのであります。私に先ほど申しましたのは、あくまでも原案の趣旨を通して参りたい。あまりひどい修正というよりも無修正で通してもらいたい。しかし私はやはり専科大学制度というものを何とか発足させたいと思つて、ちよつとでも直したらいふ流しにしよう方がよいといふところまでが今に考えてはおられないが、現在の段階においてはどうもまとまつた御意見がないので、それ以上は譲歩しかねるとか、あるいはこの範囲ならいいというふうなことを私の方で考えることはできない。ただいま申したような趣旨で、何とか一つ最終段階まで原案でいきたいという要望を私申し上げた次第であります。今お話のございましたような部分について、どこどこまで修正をするものかということはどういうふうな話を聞いたこともございせんし、

私の方も考えたこともございせん。この原案の趣旨になるべく近いラインで何とか一つ成立できるようにさせていたいただきたいと考えておるのであります。

○緒方政府委員 私も今大臣がお述べになりました通りだと存するのであります。かりに修正されたいとしたとしても、どういふふうな修正されるか私にはわかりませんので、意見を述べることには差し控えておきたいと存じます。

○堀委員 将来のことになつての議論ですから、多少それは問題があろうかと思ふのですけれども、ただここでこのままはおかぶりをして、参議院にいつて一項だけすぼつと抜いた場合に、私はやはり行政上の問題としては問題が残つてくると思ふのです。参議院の皆さんの方で修正をされる場合に、全案の趣旨によつてなされていくと、全案の趣旨に照らせば、私はそれは大へんけっこうだと思ふのですが、過去の例を見ますと、必ずしもそういうことは行われなくて、部分的な修正によつてそれが行われる場合がきわめて多いと思ふ。そういうときに、この問題はやはり学制の基本問題なんですから、字句をどうこうという程度の問題なら私はこゝまでで申し上げないのです。しかし、学制のあり方が基本的に変わつてくるという非常に重大な問題が、字句の問題で起る危険があるといふことが、現在大体わかつておりますね、感ずるところです。新聞が伝えるくらいでありますから、根も葉もないことではないと私は考えておりますし、大臣のさっきのお話のニュアンスもわかるわけですから、その考え方には私は反対しておるわけではない。そういうことがあつても、それはまた皆さんの全体の御意見がまとまるならけっこうだと思ふが、そういうまとまり方をしたその考え方と法律との間に食い違いがでればせぬかといふことを、行政官である皆さんが今後やつていかれる場合に大きな問題が生じてくる可能性が今はっきりわかつておるなら、やはり少し詰めて考えていただかなければいかぬのじゃないか。だからそういう趣旨に立つならば、私は率直に申し上げると、さつき大臣は一字一句修正するなら流してしまふ方がよいのだといふことをおっしゃつた、その裏返しにそういうことは考えないとおっしゃつたのですが、行政官のお立場としてシビアにお考えになるならば、これは一べん引つ込めて、その段階でもけっこうですけれども、その段階においてももしこうなつたときは、この法律はこういう法律でお願いをできますかという準備があるのかないのか、ただ法律案の手持ちはこれだけであつて、修正するならばその部分だけを修正するのだというふうな安易な考え方、要するにあつては非常に問題が残るけれども、通りさえすればいいのだ、ともかく通すだけだといふことになれば、あとに問題が残るし、これに、私はあとでずっと具体的にまだ質問していきたいけれども、今の短期大学の問題は皆さんが考えておられる以上いろいろな本質的な問題を含んでおると思ふ。これは統計から見ても明らかで、これは統計から見ても明らかで、そういう事実がある。それは、そういう事実があるにもかかわらず、それをはおかぶりして実はこゝへこの法案が出されてきておる。

ものについては部分だけさわるのだということになる、考え方がこういたりあいたりして、専科大学の問題でもまた問題が生じてくるだろうと思う。だから私があなたに質問したのは、もし短期大学が残るということがきまったときには——今は全部専科大学に入っておるのです。この法案の考え方は短期大学も専科大学に入っている。しかし、短期大学が残るといふことになる、専科大学の中からは短期大学が抜けるわけです。そうすると残った部分が専科大学になって、こつち短期大学が残る。残った部分と出ていく部分の範囲がどうなるものになるかというところが根本の問題になる。今の皆さん方の考え方は、専科大学と短期大学がオーバラップしておる。それを取りのけたときの範囲はどういうことになるのか、性格はどうなるのか。専大、短大を含んで専科大学といふことになるのか、残った部分だけについて性格をはっきりさせるのか、ここらは基本問題としてきわめて重要な問題であつて、單なる字句の修正の問題ではない。だから短大の今後の位置、そういう問題も、今度はここでそういう修正をするならば、短期大学としてあつて、あつた暫定的な取扱いでなくして、あの短期大学を直そうと当時御審議になつたように、短期大学についての法律をやるべきではないか。短期大学とはこういうものだと法律に書かれておるところと、設置基準との内容が違反をするような状態を残されたままで、またもや短大を残していくといふことでは、短期大学の諸君にしても必ずしも望ましいことではないと思う。ですからもしほんとうに修正がされるのならば、

短期大学はやはり大学の中に入るのか、あるいは大学の外に短期大学といふものを作るのか、ここらがやはりはっきりされてこないと、私は困ると思うのですが、そういうことが果して修正が行われるかどうかということについては、過去の例をいろいろと見ておきますと、そういう修正はきわめて行われておらぬ。ただ部分的な修正でされると、結局また禍根を将来に残すことになると思う。ですから教育といふものは決して一時的なそういう都合によつて行われるのではなくて、長い計画と全体の見通しの上に行われなければならない。そういうことであるならば、私はもう少し真剣にこの問題を考へていただきたい、こういうことな

なら国会も了承したことになるのか、実は今日非常にわかりにくいような段階にあるように思ひます。ただ事柄自身は、二、三日前に出したのなら審議が十分でないからというので審議を尽さなければいかぬことでありますけれども、問題自身は何べんも出して、投げかけて、いろいろお考えになつていただきなう、なおかつつと御議論があるというのが現状でござい

お話のございました女子教育というのは、何と申しますか、家庭婦人としての女子の高等の教育を高めるような方式としてはどういふ形がいいのかといふお考えかと思ひますけれども、私はその場合に、何といひますか、女子に適しました實際教育をやるといふ点につきましては、やはり一般の大学教育と並んで、専科大学教育といふものがあつてうまくいくのじゃないかと考へております。

おられる部分については、私はそれなりの評価をいたしているわけでありま

はないか、こういう考え方では申し上げておられるわけでありませう。中央教育審議会におきましてこの案が練られたのでございませうけれども、女子教育をどうするかという問題は、この段階におきまして慎重な検討がございませう。そこで短期大学を恒久的な制度とする場合に、その中身といたしまして、今言われましたような女子教育につきましても、これを取り上げていく、そういった制度にした方がよいじゃないか、こういう趣旨で答申も出しておられる次第でございませう。御承知のように、旧制の女子専門学校がございましたけれども、この中にはいろいろなものがございます、やはり一般教養を目的とするものもあつたと思つておられる、その意味で、短期の二年または三年という修学年限を持つ学校を学校制度の中に確立するというのがこの趣旨でございませう、その中で女子教育をやっていくことが適当じゃないか、かように考えます。

○堀委員 あとは現状の大学と短期大学の問題について、具体的な資料の中でちょっと伺いたいのでありますが、ここはちょっと区切りになりますから、これで私の質問を一応終つて、あとは明日に譲らしていただきます。

○白井委員長 この際お諮りいたします。去る五日理事永山忠則君が委員を辞任され、同日再び委員に選任され、ただいま理事が一名欠員になっております。その補欠選任は、先例により委員長

において指名したいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○白井委員長 御異議なしと認め、永山忠則君を理事に指名いたします。

○白井委員長 次に文教の基本施策に關し調査を進めます。質疑を許します。長谷川保君。

○長谷川(保)委員 私は前会、日本の教育の混乱のもとになっております原因の中心が、教育委員会にあるという立場から、都道府県教育委員会の委員の職業別調査という点から、これが教育基本法に定められました教育が不当な支配に服することなく、国民全体に対して直接に責任を負つて行われるべきであるというこの事態がゆがんでしまつておる、それが今日の教育行政の混乱の原因であるという点を種々御質問申し上げたのでありますけれども、この教育委員会の政治的な偏向と申しますか、そういうことが今日ある。その中心になりますものに、もう一つ教育長のあり方があると思つて、今日都道府県教育長というものは、文部大臣の承認を得て教育委員会が任命する、こういうふうに地方教育行政の組織及び運営に關する法律の第十六条にあるわけですね。新しい大臣になつてしまつて、この際私はこういう紛争を解決すべきときだと思つておる、この都道府県教育長の任命に同意をお与えになるつもりか、その基準を伺いた

○橋本國務大臣 これはもう従来通り教育基本法の精神にかんがみまして、

現実のいろいろな各府県の事情等もございませう、それを勘案して、教育基本法の精神を実現するに最もふさわしいように、公正にやるつもりでございませう。ただ実際に當つてみますと、やはり各府県の事情等がございまして、なじみのない人を急に持つていくというふうなこともなかなかむずかしい問題でありまして、事實は私就任以来、二、三手がけてみましたが、割合選考範囲というものが限定されがちでございまして、もし事情が許すならば、もう少し広い範囲で人物が求められぬものかという感じがするにあらざりませうけれども、私は教育基本法の精神を實現するという公正な見地から見て、なるべく広い範囲で人を求めていきたいと思つておる次第でございませう。

○長谷川(保)委員 日本の教育委員会のあり方というものは、私はいわけゆるレイマン・コントロールというやり方であると思つておる。教育の専門家でない人々が、初めは選挙によつて教育委員になつて教育委員会を構成して、教育を直接つかさどつていったという形でありまして、今日一応任命制という形になりまして、今日一応任命制といううと支配と申しますか、こういう形はそのまま一応続けられておると思つておる。事實そうだと思つておる。こういううなあり方は私は正しいと思つておる。こういう方法をとおりになつたときの議院におきまして議事録を、実はまだ不勉強で読んでおりませうけれども、レイマン・コントロールという行き方をやつて参りました。そうして今日もそれをやつておるのについて、文教

当局はどういうお考えを持ておるか、この際伺いたいと思つておる。

○橋本國務大臣 私は今日のたゞいまお話のありましたような趣旨というものは非常にいいと思つておるのでございませう。本来的に、ことに戦前の施策と對比をいたしました場合に、戦前におきましては、結局教育は天皇の大権事項に属するという部分が非常に大きくて、現実に結局文部省の役人がやつておつたことになるわけでありませうけれども、教育の基本方針というものは、やはり国民社会の先達が考へらるべきものだ。要するに非常に誠実な、高い意味における常識が支配すべき世界だというのが今とておりませう。制度の根本の思想だと私は考へておる次第でございまして、そういう趣旨は十分に常に考へて参らなければならぬところであると思つておる。

○長谷川(保)委員 御承知のように教育行政の立場、目的というものは、学校を作り、あるいは学校のいろいろな設備を作り、その他の教育の諸条件を作つていくということに目標がある、そういうような意味を含めまして、ただいま大臣のおっしゃいましたような、教育の目的が、新しい日本人の人間像を作つていくという、非常に全人的な立場においてのものではないか、ならぬというところから、私はこういう二つの大きな目的を持つ以上、今日の教育委員会のレイマン・コントロールといういき方は正しいと思つておる。しかし、それだけに教育の専門職でありますところの現場の教師と、教育委員会の、いわばしるうといたしましての立場の中間に立ちます非常に重要な役目をする教育長というものは非常に大事だと思つておる。このあり方が非常に大事だ。このあり方が、私は相當に教育を支配する。教育がどういうようなものになつていくかという、その一つの非常に重大なめだと思つておる。教育長の立場というの、申し上げるまでもなく、地方教育行政の組織及び運営に關する法律の十七

条、あるいは二十条あるいは二十六条等によつて、一面から見れば一つの事務職員、教委の指揮監督のもとに事務をつかさどる、こうはつきり書いてありますし、また教委の会議の議事について助言をする、また二十条には事務局を統括し、所屬職員を指揮監督すると書いてある。二十六条には代理委任の条文がございませう。これらを総合して見ますと、私は今のよううな教育委員がしるうとであるという立場、そして一方には現場の専門職であります、しかも非常に高度の専門職であります教育職員、教員というものがあつて、そのつなぎをなしましてつらばにこの制度の運営をして参りますためには、教育長というものはやはり教育の専門の十分な知識を持つておる、経験を持つておる、こういうような人がふさわしいと思つておる。おそろくこの日本の教育委員会というものを作りましたとき、先ほど申しましたように私は不勉強で読みたいと思つておるが、その会議録を読んでおりましたが、そのときにはそういう意図があつたと思つておる。教育長は教育の専門職を充てるという大きな目的があつたと思つておる。こういう点はどうかであつたらうか、この点を伺いたのであります。

○橋本國務大臣 お説の通りでござい

まして、教育長は教育委員会と現場の職員との間におきまして、教育行政がうまくいくようにする重要なかなめでございます。従いまして教育長を選任するに当りましてはやはり教育行政の専門に通曉するということは選任いたします場合の判断の基準としてきわめて重要に考えております。

○長谷川(保)委員 それは今の大臣のお答えは正しいと思うのです。ところが現実を見るとどうもそういうことになっておらぬ。三十一年の秋に任命制の教育委員会が発足した。そのときに都道府県の教育長のうちで十七人が更迭をいたしました。新任の十七人中実に十四人が教育を専門としない官僚の出身だった。十七人中十四人ですよ。前から居すわってあります更迭されませんでした者の中にも七人の官僚出身者がいる。合わせまして全国の四十六人の都道府県の教育長中二十一一人、つまり約半数に近い者が教育の専門家でない。あの勤評の大騒ぎを演じました愛媛県の大西教育長のごとき、これは全然教育の専門家でない、官僚です。だからこういう諸君は、本来は教育委員会の事務職員です、事務官です。もちろん代理委任というのが先ほど申しました法律の第二十六条にありますけれども、しかしそれはきつりと教育長の権限というものは、先ほど申し上げましたように、これはむしろ本来事務職員の存在です、ただ非常に重要な立場に立っている。それが先ほどお話しした通り、私はどう考えてもこは一番かなめだから、そこが教育の専門の能力を持ったところの職員でなければならぬ。それならばあのようなひどい勤務評定というようなのは私はしない

と思う。無暴な行き方はしないと思う。先ほど申しましたように、私は明日ちょっと広島の方に調査に参るのでありますけれども、これは広島調査から帰ってきたらとくど質問したいと思っておりますけれども、広島のある学校で非常に人望のあるりっぱな校長が勤評を良心的にどうしても書くことができないというのを言ったのであります。しかもその学校で平教員にした、新しい校長も他から転任された、一体こんなむごいことが常識からいってあり得ないと思うのですよ。そのような立場でその先生が果して児童に対して教育ができるかどうかということは――実にひどいことをする、むごいことをするものだと思ふのでありますけれども、あまり腹が立ったから、明日一日調査に行こうと思つておる、だから新しく任命された校長もそこへ行くのはいやだといつておる、そんなことはできないといつて――しかも父母が、信望のある校長でありましたから、親たちがこういうような措置に対して今非常な反対の立場をとつておるわけですよ。こういうようなことを初め、勤評のあり方を見てみると実にひどいと思ふのだ。勤評自体のよしあしについてはおのちほどまた私はいろいろの面から御意見を――これは今日の日本の教育の混乱の一つの大きな問題でありますから、御意見を伺いたいと思ひますけれども、しかしいざいいたしましても、こういう教育委員会というものと専門職である教員との中間の一番重要なかなめになって双方よく十分能率的にそうして平和に工合よくやつていかなければならない立場にある

る人が、教育の専門家でない、しろうと支配の教育委員会というものが、こういう事実、これは私は非常に大きな問題だと思ふのです。だからこの点につきまして、今申しましたように新しくなりました十七人の中に十四人が教育を専門としなかったところの官僚の出身である、前の居すわりの人も合わせまして約半数に近い二十一一人までそういうものでないところ、今日教育の混乱の一つの大きな原因があると思ふ、大臣は今後この教育長を任命するのに、それに対する同意を与えらるのに、こういう法律を要するべきだと私は思ふが、その点について大臣の御意見を重ねて承わつておきたい。

○橋本國務大臣 先ほど申し上げましたように、私も就任以来ごくわずかでありますが、その間に携わりました一、二の事例から申しまして、具体的に事情でいろいろ人選の範囲というものに限定されがちであります。十分留意をいたして参りたいと思つておりますが、従来でもやはりその人が教職出身の人でなくとも、教育長というのはやはり教育というものの一種の専門的行政に対して十分な理解の深い人でなければなりませんので、そういう趣旨で適当だということでは人選をされたらうと思ひますが、私今後この教育長の選任に当りまして、必ずしも教員出身でなければならぬとは思ひませんけれども、専門行政としての教育、専門としての教育というものの理解の深い、職場にできるだけやはりなじみの深いという人たちの選考の基準としては考えていきたいと思ひます。

○内藤政府委員 ただいまお述べになった事例の中で、私もはたたいま大臣が申し上げましたように、教育長は教育行政の長でございますので、もちろん教員出身ということだけを条件にするわけではございません。教育に対する深い理解と同情を持った人が必要であらうと思ひます。こういう意味から、特に選考に當つてはそういう点を中心にしたいと大きくに指導をいたしております。また承認をする場合にも、学校の先生のうちで、りっぱな行政官もおられるし、またそうでない方もおります。特に教育行政に多年経験のある方、あるいは教育に理解のある方、こういう点を特に重視して選考いたしております。ですから、お述べになったうちの大部分がかつて教育行政に携わつておった、こういうことが言われると思ふのであります。特に教育長を補佐するところの事務職員、これが専門職でございますので、当然専門的な立場から教育長を補佐すると思つております。

○長谷川(保)委員 ただいま申しましたような点、私は戸籍調べをやつていしる局長のおっしゃるような教育に理解のある人ではないということになつておる。教育に対する政治的な支配というものが行われるというのを非常に向がでてくる原因であると思ひます。いすれにいたしましても、そういうようなことであれば、一方において教員の身分の保障が十分なされるならば、この混乱はある程度防げるのではないかと思ふのですが、今日の教員の身分保障についてはあり方というものが、私はたとえばアメリカに比べまして、あるいはイギリスに比べまして

も、非常に薄いと思うのです。この点について議論して参りますとずっと長くなりますので、きょうはこれで終つておきまして、次の機会にはまたやらせていただきます。

○日井委員長 本日はこの程度とし、明日委員会を開きます。時間等については公報をもつてお知らせいたします。

本日はこれにて散会いたします。
午後零時四分散会

昭和三十四年三月十三日印刷

昭和三十四年三月十四日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局